

平成 25 年度

兵庫県
キャリア教育推進
アシストキャラバン



日 時 平成 25 年 8 月 27 日 (火)

場 所 兵 庫 県 民 会 館

目 次

関連資料

第 2 期教育振興基本計画	1
---------------	---

進学関係資料

平成 27 年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）	4
平成 27 年度及び平成 28 年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱に係る予定について（通知）	10
大学入学者選抜に係る進路指導事務の事故防止について（通知）	13
模擬試験の実施に係るサービスの取扱いについて	14
「業者テスト」に係る取扱いについて（通知）	15

就職関係資料

平成 24 年度県立高等学校卒業者の就職内定状況について（3 月末現在）	19
平成 25 年 3 月新規学校卒業者の求人・求職・就職状況（平成 25 年 6 月末日現在）	21
平成 25 年度高卒求人受付状況（求人件数）	22
県内企業の高卒採用調査（新聞記事）	24
平成 25 年度就職開拓支援員配置校一覧	25
平成 25 年度高等学校インターンシップ推進事業インターンシップコーディネータ配置校一覧	

その他資料

本県におけるインターンシップ実施状況	26
高等学校中途退学者等を対象とした地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携の確保について	27
労働契約法改正のポイント	37

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

1. **社会を生き抜く力の養成**
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備
2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成
3. **学びのセーフティネットの構築**
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
 - 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
 - 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

相互に連関

○少子化・高齢化の進展

- ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
- ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
- 社会全体の活力低下

○グローバル化の進展

- ・ 人・モノ・金・情報等の流動化
- ・ 「知識基盤社会」の本格的到来
- ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・ 生産拠点の海外移転による産業空洞化
- 我が国の国際的な存在感の低下

○雇用環境の変容

- ・ 終身雇用・年功序列等の変容
- ・ 企業内教育による人材育成機能の低下
- 失業率、非正規雇用の増加

一方で・・・

【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

○地域社会、家族の変容

- ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・ 価値観・ライフスタイルの多様化
- 個々人の孤立化、規範意識の低下

○格差の再生産・固定化

- ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)
- 一人一人の意欲減退、社会的不安定化

○地球規模の課題への対応

- ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

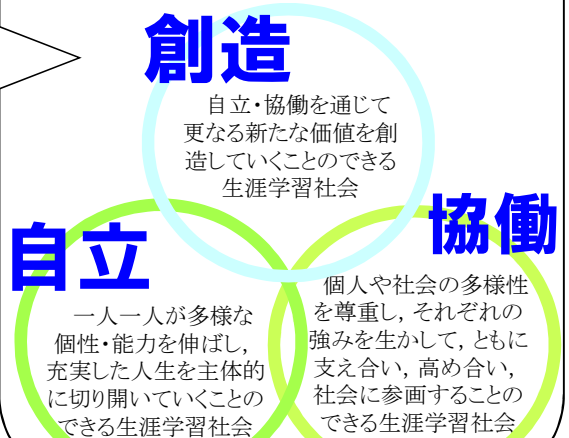
【第1期計画の評価】

○第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上。

- ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築



1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)
⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
 - ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
 - ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
 - ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
 - ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
 - ◆道徳教育の推進(「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討)
 - ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
 - ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修の一体的な改革)
 - ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
 - ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

2 課題探求能力の修得 (大学～)
⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など
 - ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換(アクティブラーニング、教員サポート等)
 - ◆大学情報の積極的発信
 - ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続(高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換) など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得 (生涯全体)
⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進(評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など) など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)
- ◆社会人(キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上
- ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など
 - ◆高校段階における早期卒業制度の検討
 - ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
 - ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
 - ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減(幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
 - ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上(公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
 - ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
 - ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築
- ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ★全学校等で評価、情報提供 など
 - ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
 - ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想(COC構想)の推進
 - ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

生涯学習(社会教育・家庭教育等)

学校教育

就学前

義務教育

高等学校等

大学等

I 4つの基本的方向性に基づく方策

(1) 社会を生き抜く力の養成

	成果目標1：生きる力の確実な育成	成果目標2：課題探求能力の修得	成果目標3：自立・協働創造に向けた力の修得
教育内容・方法、教職員(質)	<p>【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、復興教育等</p> <p>【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、体罰等への取組徹底、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等</p> <p>【施策3】健やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ等</p> <p>【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等</p> <p>【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供等</p> <p>【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備等</p>	<p>【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、学修支援環境の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等</p>	<p>【施策11】現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、持続可能な開発のための教育(ESD)、体験活動・読書活動等</p>
質保証	<p>【施策7】検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等</p> <p>【施策10】柔軟な教育システムの構築 学校段階間の連携・接続、学制の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等</p>	<p>【施策9】教育の質保証 大学情報の発信、大学評価改善等</p>	<p>【施策12】学習の質の保証、学習成果の評価・活用</p>
キャリア・職業教育、就職支援	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等		
	<p>【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校横断的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等</p>		

(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成

	成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成
新たな価値を創造する人材	<p>【施策14】多様で高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等</p> <p>【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等</p>
グローバル人材	<p>【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、秋入学に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援等</p>

(3) 学びのセーフティネットの構築

	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保
教育費負担軽減	<p>【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免等</p>
学習支援・再チャレンジ	<p>【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携等</p>
	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保
安全・安心	<p>【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育的の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進等</p>

(4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成
学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援	<p>【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール等)、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化等</p> <p>【施策21】COC構想 地域コミュニティの中核的存在としての大学機能強化等</p>
家庭教育支援	<p>【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等</p>

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

	※成果目標1～8の全体に関係
ガバナンス	<p>【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革</p> <p>【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学級規模及び教職員配置の適正化等</p> <p>【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等</p> <p>【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化</p> <p>【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進</p> <p>【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の確実な措置、戦略的な施設整備等</p> <p>【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等</p>
基盤整備	<p>【施策30】社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援</p>

III 東日本大震災からの復旧・復興支援

平成25年7月30日

各国公立大学長（大学院大学を除く）
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
布村 幸彦

(印影印刷)

平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）

平成21年3月の高等学校学習指導要領の改訂に伴い、平成24年度に入学した生徒から年次進行で先行実施されている数学及び理科については平成27年度大学入試センター試験から、数学及び理科以外の教科については平成28年度大学入試センター試験から、それぞれ新しい学習指導要領に対応した試験を実施することとなります。

本件については、「平成27年度及び平成28年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱に係る予定について」（平成24年7月24日付け24文科高第387号文部科学副大臣通知）において予告していたところですが、このたび、平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について、別紙のとおり定めましたので通知します。

各国公立大学におかれては、平成27年度及び平成28年度以降の大学入学者選抜において課す大学入試センター試験及び個別学力検査の教科・科目の設定及び入学志願者への予告・公表について遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、平成27年度大学入学者選抜から大学入試センター試験に新たに参加する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。）及び参加を取り止める大学は、本実施大綱第4に定める通知等を行うこととなっていますので、念のため申し添えます。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 中村、梶濱
T E L : 03-5253-4111 (内線2469)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

(平成25年7月30日付け 25文科高第328号文部科学省高等教育局長通知)

平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、各大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

また、大学入試センター試験は、大学が共同して実施する試験であることを十分に認識し、試験の実施に際しては、試験問題作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務を担当すること等、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制のもと、参加大学それぞれが責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

- 1 大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。
- 2 数学及び理科の出題科目について、旧教育課程（平成11年文部省告示第58号の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対しては、大学入試センターが定めるところにより経過措置を講ずる。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の加盟する団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。
- 2 なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生が普通教育を主とする学科の卒業生に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の1出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。
- 3 大学入試センター試験の成績については、過去3年前のものまで、当該年度の入学者選抜に利用することを認める取扱いとする。

第4 利用に係る通知等

1 平成27年度大学入学者選抜から大学入試センター試験に新たに参加する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成25年10月31日まで（やむを得ない場合においても平成26年3月31日まで）に、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

また、参加を取り止める場合（一部の学部等で利用を取り止める場合を含む。）も、同日までにその旨を通知するものとする。

2 上記の通知については、新たに参加する大学は別紙様式により行うものとする。

3 各大学は通知後、その内容について各大学におけるホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

1 大学入試センター試験の実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、平成27年度大学入試センター試験の実施期日は、平成27年1月17日（土）及び18日（日）とする。

2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

1 大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

2 障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営等について適切な配慮を行うとともに、障害のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。

3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、平成26年7月31日までに発表するものとする。

(別表)

出 題 教 科 ・ 科 目

1 出題教科・科目

教 科	出 題 科 目
国 語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公 民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数 学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、「工業数理基礎」、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理 科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外 国 語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」 『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 『 』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とする。

(注3) 外国語『英語』は、リスニングを含む。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教 科	グループ	出 題 科 目	試 験 時 間
国 語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、 「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
公 民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数 学	①	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』	60分
	②	「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、「工業数理基礎」、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理 科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
外 国 語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、 『中国語』、『韓国語』	【筆 記】80分 ----- 【リスニング】 (『英語』のみ) 60分 (うち解答時間 30分)

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民につ

いては、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、筆記とリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下の通り解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択

2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。

A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択

B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択

C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択

D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択

3. それ以外の教科については、1出題科目を選択

なお、地理歴史及び公民では同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、筆記とリスニングの双方を解答する。

平成27年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
(大学入試センター試験に新たに参加する大学及び利用する学部のお知らせ)

大学名 (所在地)	利用する学部・学科名 (課程、専攻等)名 (総入学定員)	利用する 選抜の対象	入学志願者に解答 させる教科・科目名	個別学力検査 等の概要	備考
〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)	〇〇学部 〇〇学科 (〇〇人)	一般入試の定員 の一部について 利用 前期 〇〇学科 (〇〇人) 後期 〇〇学科 (〇〇人)	○国 (近代以降の文章)、 地歴 (世A、世B、日 A、日B、地理A、地理 Bから1)、公民 (現 社、倫、政経、倫・政経 から1)、理 (基礎を付 した科目から2、物、 化、生、地学から1) から2 ○数 (数I・数Aと数II・ 数B、簿、情報から1) ○外 (英)	○課さない	○「国語」「地 歴」「公民」 「理科」につ いて3教科・ 科目以上受験 した場合は高 得点の科目を 合否判定に使 用。 ○「理科」につ いて基礎を付 した科目は2 科目の合計点 を1科目の得 点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科 (課程、専攻等) 名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般入試の全部又は一部について利用、アドミッション・オフィス入試について利用、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試について利用、第2次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。
- 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科 (課程、専攻等) で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴 (世A、世B、日A、日B、地理A、地理B)、公民 (現社、倫、政経、倫・政経)、数 (数I、数I・数A、数II、数II・数B、工、簿、情報)、理 (物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学)、外 (英、独、仏、中、韓) のように略して記入すること。
なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。
- 「個別学力検査等の概要」の欄には、「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し (上記3の略のあるものは略して記入すること。)、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

(記入例)

〔例1〕 地歴 (世B、日B、地理Bから1)、外 (英、独、仏、中、韓から1)、面接

〔例2〕 理 (物基及び化基又は物、化から1)、外 (英)、小論文、実技検査

- 国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、備考欄にその旨を記入すること。また、外国語 (『英語』) において、リスニングの成績を利用しない場合は、備考欄にその旨記入すること。
- 成績の複数年度利用を行う場合は、備考欄にその利用方法について記入すること。

24文科高第387号
平成24年7月24日

各国公立大学長（大学院大学を除く）
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長

文部科学副大臣
高井 美穂

(印影印刷)

平成27年度及び平成28年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験
実施大綱に係る予定について（通知）

平成21年3月の高等学校学習指導要領の改訂に伴い、平成24年度に入学した生徒から年次進行で先行実施されている数学及び理科については平成27年度大学入試センター試験から、数学及び理科以外の教科については平成28年度大学入試センター試験から、それぞれ新しい学習指導要領に対応した試験を実施することとしております。

このうち、数学及び理科の出題科目等については、国公私立大学及び高等学校関係者等の協議も踏まえ、平成25年5月頃に予定している正式決定に先立ち、「平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱に係る予定について」（平成23年5月31日付け23文科高第231号文部科学副大臣通知）において予定している内容について通知したところです。

一方、平成24年度大学入試センター試験において発生した地理歴史及び公民の問題冊子配付ミス等のトラブルを受け、文部科学省に設置した検証委員会が取りまとめた報告書においては、新しい学習指導要領の実施に対応した平成27年度センター試験以降の実施内容・方法等について、トラブルの未然防止を図る観点から可能な限り簡素化するよう指摘がなされているところです。

このため、「平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱に係る予定について」は、下記のとおり変更いたします。なお、本通知に伴い平成23年5月31日付け23文科高第231号文部科学副大臣通知は廃止します。

また、平成26年5月頃に発出予定の「平成28年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」において定める出題教科・科目等については、下記のとおりとする予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

各国公立大学におかれては、平成27年度及び平成28年度以降の大学入学者選抜において課す大学入試センター試験及び個別学力検査の教科・科目の設定（既に公表している場合の変更を含む。以下同じ。）、入学志願者への予告等に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、従来、「大学入学者選抜実施要項」（文部科学副大臣通知）により、「個別学力検

査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、「2年程度前には予告・公表する」こととしていますが、今回の高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成27年度及び平成28年度大学入学者選抜において課す大学入試センター試験及び個別学力検査の教科・科目の設定についても可能な限り早期に検討し、予告・公表するようお願いします。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学、各都道府県教育委員会及び各都道府県におかれては、附属高等学校、域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校に対する周知について、御配慮願います。

記

1. 平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱において定める出題教科・科目

※アンダーラインは新指導要領に対応した出題科目

教科	グループ	出題科目
国語		「国語」
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、 「地理A」、「地理B」、
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」
数学	①	「 <u>数学I</u> 」、「 <u>数学I・数学A</u> 」
	②	「 <u>数学II</u> 」、「 <u>数学II・数学B</u> 」、「工業数理基礎」、 簿記・会計、「情報関係基礎」
理科		「 <u>物理基礎</u> 」、「 <u>化学基礎</u> 」、「 <u>生物基礎</u> 」、「 <u>地学基礎</u> 」、 「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
外国語		「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、 「中国語」、「韓国語」

[補足（平成28年度以降も同じ。）]

- 1) 数学は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。
- 2) 入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答するものとする。
 - ①数学については、各グループにつき1出題科目を選択
 - ②理科については、上記8出題科目のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
- 3) 試験時間については、決定次第すみやかに周知を図る予定であること。

※ が平成23年5月31日付け23文科高第231号文部科学副大臣通知からの変更であり、こ

の変更に伴い、大学入試センター試験参加大学は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから1出題科目のみを指定することはできないこととなる。

2. 平成28年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱において定める出題教科・科目

教科	グループ	出題科目
国語		「国語」
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、 「地理A」、「地理B」、
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」
数学	①	「数学I」、「数学I・数学A」
	②	「数学II」、「数学II・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」
理科		「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、 「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
外国語		「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、 「中国語」、「韓国語」

3. 本通知は、平成25年及び26年の5月頃にそれぞれ発出予定の「平成27年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」及び「平成28年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」において定める出題教科・科目等の予定について周知するものであり、今後の試験実施状況等に応じて変更し得るものであること。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 中村、森

T E L : 03-5253-4111 (内線2469)

F A X : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

平成 21 年告示高等学校学習指導要領に対応した
大学入試センター試験の数学，理科の出題科目等について

〔平成 23 年 4 月 1 日〕
独立行政法人大学入試センター

〔一部変更 平成 24 年 7 月 24 日〕
独立行政法人大学入試センター

平成 21 年 3 月に新しい高等学校学習指導要領（以下、新指導要領という。）が告示され、高等学校においては、平成 25 年度から（数学，理科については、平成 24 年度から）新指導要領に基づく学習が学年進行で実施される。

大学入試センター試験は、大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的として実施されていることから、平成 28 年度大学入試センター試験から（数学，理科については、平成 27 年度から）新指導要領に対応したものとする必要がある。

このため、大学入試センターでは、平成 21 年 3 月から大学や高等学校の関係者で構成する試験企画委員会、大学入試センター試験等の改善に関する懇談会等において、新指導要領に対応した大学入試センター試験の出題教科・科目について、

- (1) 大学入学志願者の高等学校段階の学力を客観的に把握すること及び大学における個別学力試験との組合せ等により個性・特色に応じた多様な入学者選抜の実施に資すること
 - (2) 新指導要領が必要最低限の知識・技能と教養の幅を確保するという「共通性」と学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮していることを踏まえ、必履修教科・科目を尊重しつつ、大学進学希望者の学習意欲を含めた学力の育成に資すること
- の観点から検討を行っている。

平成 27 年度からの大学入試センター試験において、新指導要領に対応する数学，理科の 2 教科については、これらを出題教科とすること及びこれらの出題科目に関して、平成 22 年 12 月 10 日時点における検討状況を明らかにし、関係団体等の意見を求めたところであり、寄せられた意見を参考にして、このたび一定の結論を得ることとなった。

なお、数学及び理科以外の出題教科・科目等（専門学科において開設される教科・科目を含む。）については、平成 23 年秋頃を目途に検討状況を中間的に取りまとめ、関係団体等の意見を求めた上で、平成 24 年春頃を目途に一定の結論を得ることとしたい。

また、大学入試センター試験に参加する各大学は、新指導要領の実施に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目の利用方法を定めるに当たっては、当該大学・学部等の教育理念，教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づくとともに、高等学校の多様な教育課程にも十分配慮することが望まれる。

さらに、新指導要領により学ぶ高校生が安心して進路を決定することができるよう、大学入試センター試験の出題教科・科目の利用方法や、大学が実施する個別学力試験についての情報提供を例年に比して、前倒しできるよう大学入試センターとして協力を求める。

今後、大学入試センターでは、新指導要領に対応した問題作成等の具体的な事項についての検討を行い、平成 27 年度からの大学入試センター試験の実施に万全を期す所存であるので、関係各位のより一層の御支援を願う次第である。

○ 数学, 理科の出題科目等

平成 24 年度から新指導要領により実施される数学及び理科の平成 27 年度大学入試センター試験の出題科目等については、次のとおりとする。

なお、各科目の出題は、当該科目の履修の前提として履修する科目（例えば、「数学Ⅱ」の場合は「数学Ⅰ」, 「生物」の場合は「生物基礎」等）において取り扱われている関連内容を含むものとする。

また、試験時間及び配点については、現行の大学入試センター試験との継続性を勘案して定めることとし、決定次第、公表することとする。

数 学

(1) 出題科目及び出題範囲

出題科目は「数学Ⅰ」, 「数学Ⅰ・数学A」, 「数学Ⅱ」及び「数学Ⅱ・数学B」の4科目とする。

「数学Ⅰ」は「数学Ⅰ」のすべてを出題範囲とし, 「数学Ⅰ・数学A」は「数学Ⅰ」及び「数学A」のすべてを出題範囲とする。

「数学Ⅱ」は「数学Ⅱ」のすべてを出題範囲とし, 「数学Ⅱ・数学B」は「数学Ⅱ」及び「数学B」のすべてを出題範囲とする。

(注1) 「数学Ⅰ・数学A」の出題範囲のうち, 「数学A」については, 3項目の内容(場合の数と確率, 整数の性質, 図形の性質)のうち, 2項目以上を履修した者に対応した出題とし, 問題を選択解答させる。

(注2) 「数学Ⅱ・数学B」の出題範囲のうち, 「数学B」については, 3項目の内容(確率分布と統計的な推測, 数列, ベクトル)のうち, 2項目以上を履修した者に対応した出題とし, 問題を選択解答させる。

(2) 出題科目の選択方法

出題科目を, 次の2つのグループに分け, それぞれのグループにおいて, 以下のうちの1科目を選択解答させる。

グループ①: 「数学Ⅰ」, 「数学Ⅰ・数学A」

グループ②: 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅱ・数学B」

(説 明)

新指導要領では, 6科目(「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」, 「数学A」, 「数学B」及び「数学活用」)が設定され, これらのうち「数学Ⅰ」が必修履修科目となっている。このため, 「数学Ⅰ」を出題するとともに, 大学・学部によっては, 数学に関するより広範な素養が求められることから, 「数学Ⅰ・数学A」, 「数学Ⅱ」及び「数学Ⅱ・数学B」を出題する。

なお, 「数学A」及び「数学B」については, 新指導要領の「数学A」及び「数学B」が, それぞれ3項目の内容で構成されており, 3項目の内容をすべて履修させるには3単位程度を

要するが、標準単位数は2単位であり、新指導要領の中で、その内容の取扱いについて、それぞれの科目において3項目の中から適宜選択させるものとされていることから、大学入試センター試験においては、それぞれ3項目の内容を出題し、その中から2項目の内容を選択解答させることとする。

理 科

(1) 出題科目及び出題範囲

出題科目は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の8科目とする。

「物理基礎」は「物理基礎」のすべてを、「化学基礎」は「化学基礎」のすべてを、「生物基礎」は「生物基礎」のすべてを、「地学基礎」は「地学基礎」のすべてを出題範囲とする。

「物理」は「物理」のすべてを、「化学」は「化学」のすべてを、「生物」は「生物」のすべてを、「地学」は「地学」のすべてを出題範囲とする。

(2) 出題科目の選択方法

大学入試センター試験に参加する大学が定める出題科目の選択方法は以下のとおりとする。

- A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目を選択解答させる。
- B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から2科目を選択解答させる。

(説 明)

新指導要領では、10科目（「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」及び「理科課題研究」）が設定されており、これらのうち、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」を含む。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」から3科目を選択して必修修することになっている。

しかしながら「科学と人間生活」については、新指導要領において、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高めることを目標とするとされている。このため、当該科目を出題した場合、大学入試センター試験が科目本来の設定趣旨を歪めるおそれや、高等学校における教育内容に大きな影響を与える可能性があることから、出題しないこととし、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目を出題する。

また、大学・学部によっては、理科に関するより広範な素養が求められることから、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目を出題することとするが、この出題方法については、高等学校の教育課程の現状を踏まえ、受験者の大幅な負担増とならないよう、例えば、選択問題を配置するなど、一定の配慮を行うこととし、さらに検討を深める。

なお、「基礎を付していない科目」は「基礎を付した科目」の2科目を合わせた試験時間及び配点とする予定である。

出題科目の選択方法については、各科目の内容等を踏まえて、広く選択の幅を用意することとしているが、「基礎を付した科目」は2科目を選択解答させるため、「基礎を付した科目」を利用する大学においては2科目を指定することとし、1科目だけを指定することはできないものとする。なお、「基礎を付した科目」を指定する大学においては、「基礎を付していない科目」を受験した者に対しても受験資格を付与することが可能となるよう、各大学に協力を求める。

以 上

学習指導要領と大学入試センター試験の数学，理科の出題科目の対比表

区分 教科	現行			改訂後			
	学習指導要領		大学入試センター試験	学習指導要領		大学入試センター試験 (平成 27 年度から)	
	科目	必履修科目		科目	必履修科目		
数 学	「数学基礎」(2) 「数学Ⅰ」(3) 「数学Ⅱ」(4) 「数学Ⅲ」(3) 「数学A」(2) 「数学B」(2) 「数学C」(2)	○	「数学Ⅰ」 「数学Ⅰ・ 数学A」 「数学Ⅱ」 「数学Ⅱ・ 数学B」	1科目 選択 1科目 選択	「数学Ⅰ」(3) 「数学Ⅱ」(4) 「数学Ⅲ」(5) 「数学A」(2) 「数学B」(2) 「数学活用」(2)	○2単位まで減可 「数学Ⅰ」 「数学Ⅰ・ 数学A」 「数学Ⅱ」 「数学Ⅱ・ 数学B」	1科目 選択 1科目 選択
理 科	「理科基礎」(2) 「理科総合A」(2) 「理科総合B」(2) 「物理Ⅰ」(3) 「物理Ⅱ」(3) 「化学Ⅰ」(3) 「化学Ⅱ」(3) 「生物Ⅰ」(3) 「生物Ⅱ」(3) 「地学Ⅰ」(3) 「地学Ⅱ」(3)	「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」から1科目以上を含めた2科目	「理科総合A」 「理科総合B」 「物理Ⅰ」 「化学Ⅰ」 「生物Ⅰ」 「地学Ⅰ」	1科目又は2科目 選択	「科学と人間生活」(2) 「物理基礎」(2) 「物理」(4) 「化学基礎」(2) 「化学」(4) 「生物基礎」(2) 「生物」(4) 「地学基礎」(2) 「地学」(4) 「理科課題研究」(1)	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目 「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	① ② A ①から2科目選択 B ②から1科目選択 C ①から2科目及び②から1科目選択 D ②から2科目選択

注 () 内の数字は，学習指導要領で定める標準単位数を示す。

平成24年7月24日
独立行政法人大学入試センター

平成27年度大学入試センター試験からの理科の出題方法等の一部変更について

平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領に対応した平成27年度大学入試センター試験からの数学、理科の出題方法等については、大学入試センターの試験企画委員会等の議を経て、平成23年4月に当センターとしての一定の結論を得て公表しました。その後、当センター内に新教育課程試験問題調査研究委員会を設置し、作題の可能性について、また、理科に関しては試験時間等についても、さらに検討を進めてきたところです。

大学入試センター試験においては、従前から、多様な科目選択の幅を確保することができるよう、大学及び高等学校からの要望があることに鑑み、平成24年度大学入試センター試験において科目選択の弾力化を実現し、平成27年度からの大学入試センター試験の出題方法等についても、同様に実施することを想定していたところです。

しかしながら、平成24年度大学入試センター試験で発生した実施上の様々な問題を受け、文部科学省に設置された検証委員会報告書において、大学入試センター試験の実施方法が複雑化していることが指摘され、平成27年度大学入試センター試験の実施内容・方法等については可能な限りシンプルなものとする必要があると提言されております。

このことから、当センターの関係委員会において、様々な観点から改めて実施方法について検討をした結果、平成23年4月公表の理科の出題方法等をそのまま実行に移した場合、実施方法がさらに複雑化し、運用面でのリスクが高くなるとの判断に至りました。このため、平成23年4月に通知した平成27年度大学入試センター試験からの理科の出題方法等について、下記のとおり一部変更することにより、大学入試センター試験の円滑な実施に万全を期すことといたします。

記

平成23年4月4日付入試セ事一第1号で通知した「平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入試センター試験の数学、理科の出題科目等について」の理科の出題科目の選択方法を次の1のとおり変更するとともに、大学における理科の「基礎を付した科目」の指定方法を2のとおり変更する。

1 理科の「基礎を付した科目」の選択及び解答方法

理科の「基礎を付した科目」は、試験時間60分で「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目のうちから、受験者に対し、2科目を選択解答させることとする。

変更前

- A 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目又は1科目を選択解答させる。
- B 「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- C 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目又は1科目並びに「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- D 「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から2科目を選択解答させる。



変更後

- A 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目を選択解答させる。
- B 「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- C 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目並びに「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。
- D 「物理」, 「化学」, 「生物」及び「地学」の4科目から2科目を選択解答させる。

2 大学における理科の「基礎を付した科目」の指定方法

理科の「基礎を付した科目」は、大学の科目指定においても1科目のみの指定はできないこととする。

※ 「基礎を付した科目」… 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」, 「地学基礎」をいう。

平成27年度大学入試センター試験からの理科の出題方法等の一部変更 該当箇所

変更前	変更後
<p>平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入試センター試験の数学、理科の出題科目等について</p> <p>理 科</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出題科目の選択方法 大学入試センター試験に参加する大学が定める出題科目の選択方法は以下のとおりとする。 A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目又は1科目を選択解答させる。 B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。 C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目又は1科目並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。 D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から2科目を選択解答させる。</p> <p>(説 明) (略)</p> <p>しかしながら「科学と人間生活」については、新指導要領において、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高めることを目標とするとされている。このため、当該科目を出題した場合、大学入試センター試験が科目本来の設定趣旨を歪めるおそれや、高等学校における教育内容に大きな影響を与える可能性があることから、出題しないこととし、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目を出題する。この際、<u>高等学校で「科学と人間生活」及び「基礎を付した科目」1科目を履修する者がいることを踏まえ、大学入試センターから提供される成績を活用することにより、大学入試センター試験に参加する大学は、「基礎を付した科目」1科目だけを指定することも可能とする</u>こととする。</p> <p>(略)</p> <p>なお、「基礎を付していない科目」は「基礎を付した科目」に比して試験時間及び配点において、<u>2倍となることを想定している。</u></p> <p>出題科目の選択方法については、各科目の内容等を踏まえて、広く選択の幅を用意することとしているが、「基礎を付した科目」を指定する大学においては、「基礎を付していない科目」を受験した者に対しても受験資格を付与することが可能となるよう、各大学に協力を求める。</p>	<p>平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入試センター試験の数学、理科の出題科目等について</p> <p>理 科</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出題科目の選択方法 大学入試センター試験に参加する大学が定める出題科目の選択方法は以下のとおりとする。 A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目を選択解答させる。 B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。 C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目から2科目並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から1科目を選択解答させる。 D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目から2科目を選択解答させる。</p> <p>(説 明) (略)</p> <p>しかしながら「科学と人間生活」については、新指導要領において、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高めることを目標とするとされている。このため、当該科目を出題した場合、大学入試センター試験が科目本来の設定趣旨を歪めるおそれや、高等学校における教育内容に大きな影響を与える可能性があることから、出題しないこととし、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4科目を出題する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、「基礎を付していない科目」は「基礎を付した科目」の2科目を合わせた試験時間及び配点とする予定である。</p> <p>出題科目の選択方法については、各科目の内容等を踏まえて、広く選択の幅を用意することとしているが、<u>「基礎を付した科目」は2科目を選択解答させるため、「基礎を付した科目」を利用する大学においては2科目を指定することとし、1科目だけを指定することはできないものとする。</u>なお、「基礎を付した科目」を指定する大学においては、「基礎を付していない科目」を受験した者に対しても受験資格を付与することが可能となるよう、各大学に協力を求める。</p>

平成 27 年度大学入試センター試験からの理科の出題方法等の一部変更 該当箇所

<p>学習指導要領と大学入試センター試験の数学，理科の出題科目の対比表</p> <p>(略)</p> <p>A ①から2科目又は1科目選択 B ②から1科目選択 C ①から2科目又は1科目及び②から1科目選択 D ②から2科目選択</p> <p><u>※ C及びDの試験時間及び配点は，A及びBの試験時間及び配点の2倍となることを想定している。</u></p>	<p>学習指導要領と大学入試センター試験の数学，理科の出題科目の対比表</p> <p>(略)</p> <p>A ①から2科目選択 B ②から1科目選択 C ①から2科目及び②から1科目選択 D ②から2科目選択</p>
--	---

平成 21 年告示高等学校学習指導要領に対応した平成 28 年度
大学入試センター試験からの出題教科・科目等について（最終まとめ）

平成 24 年 5 月 17 日
独立行政法人大学入試センター

平成 21 年 3 月に新しい高等学校学習指導要領（以下、新指導要領という。）が告示され、高等学校等においては、平成 25 年 4 月から新指導要領に基づく学習が年次進行で実施される。

今回の指導要領の改訂は、数学、理科などの一部の教科が他の教科よりも 1 年先行し、平成 24 年 4 月から新指導要領が実施される。このことに対応する必要から、大学入試センターでは平成 27 年度大学入試センター試験からの数学、理科に関し、この 2 教科を出題すること及び各出題教科から選択させる科目を定め昨年 4 月に公表した。

一方、平成 25 年 4 月から年次進行で実施される新指導要領に関しては、平成 28 年度大学入試センター試験からこれに対応した教科・科目とする必要がある。

このため、大学入試センターでは、平成 21 年 3 月から大学や高等学校の関係者で構成する試験企画委員会、大学入試センター試験等の改善に関する懇談会において、新指導要領に対応した大学入試センター試験の出題教科・科目について、

- (1) 大学入学志願者の高等学校段階の学力を客観的に把握すること、及び大学における個別学力検査との組合せ等により個性・特色に応じた多様な入学者選抜の実施に資すること
- (2) 新指導要領が必要最低限の知識・技能と教養の幅を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮していることを踏まえ、必修教科・科目を尊重しつつ、大学進学希望者の学習意欲を含めた学力の育成に資すること

の観点から検討を行ってきた。

平成 23 年 12 月に、その時点における検討状況を中間的に取りまとめて、この「中間まとめ」に対する意見を関係団体に求めた。その結果、多くの貴重な意見が寄せられ、これらの意見を踏まえ、今般、平成 28 年度大学入試センター試験からの出題教科・科目について一定の結論を得ることができた。関係各位の多大なる御尽力に対し改めて感謝申し上げます。

なお、大学入試センター試験に参加する各大学は、今後、新指導要領に対応した大学入試センター試験の出題教科・科目の利用方法を定めるに当たって、当該大学・学部等の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づくとともに、高等学校等の多様な教育課程にも十分配慮することが望まれる。

さらに、新指導要領により学ぶ高校生が安心して進路を決定できるよう、大学入試センター試験の出題教科・科目の利用方法や、大学が実施する個別学力検査についての情報提供について、例年に比して前倒しして行うように大学入試センターとして協力を求める。

今後、大学入試センターでは、新指導要領に対応した出題教科・科目についての問題作成等の具体的事項を検討し、平成 27 年度及び平成 28 年度からの大学入試センター試験の実施に万全を期す

所存であるので、関係各位のより一層の御支援を願いたい。

具体的な出題教科及び科目は、以下に示すとおりである。

1 出題教科

新指導要領に対応し、平成 25 年 4 月から高等学校等において実施される教科に関し、平成 28 年度大学入試センター試験からは、数学、理科に加えて、必履修教科のうち、国語、地理歴史、公民及び外国語の 4 教科を出題の対象とし、それぞれの教科の必履修科目及び選択科目の中から出題する。また、専門教育を主とする学科（以下、専門学科という。）における履修科目の出題について、配慮する。

なお、必履修教科のうち保健体育、芸術及び家庭の 3 教科については、これまでどおり出題の対象としない。また、情報については、高等学校等の教育内容の実態や、大学入試センター試験参加大学のニーズを踏まえ、平成 28 年度大学入試センター試験においては出題しないこととするが、平成 29 年度大学入試センター試験以降の出題の可能性について引き続き検討する。

2 出題科目等

上記の出題教科に関する出題科目等については、以下のとおりとする。

なお、各出題教科・科目の試験時間及び配点については、現行の大学入試センター試験との継続性も勘案しつつ定めることとし、決定次第、公表することとする。

国 語

出題科目は「国語」1 科目とし、「国語総合」のすべてを出題範囲とし、近代以降の文章、古典（古文、漢文）を出題する。

（説 明）

新指導要領では、6 科目（「国語総合」、「国語表現」、「現代文 A」、「現代文 B」、「古典 A」及び「古典 B」）が設定され、これらのうち「国語総合」が必履修とされている。このため、「国語総合」1 科目を「国語」として出題する。

なお、新指導要領により出題する「国語」は、大学入学者選抜の継続性に鑑み、現行の大学入試センター試験の難易度と同程度の水準とする。

地理歴史

出題科目は「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」の6科目とする。

上記の各科目は、それぞれの科目のすべてを出題範囲とする。

(説明)

新指導要領では、6科目（「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」）が設定されており、これらのうち、「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目、並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目の計2科目が必履修とされている。

このため、すべての科目を出題する。

公民

出題科目は「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」及び「倫理、政治・経済」の4科目とする。

上記の各科目は、それぞれの科目のすべてを出題範囲とする。

(説明)

新指導要領では、3科目（「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」）が設定されており、これらのうち、「現代社会」1科目、又は「倫理」及び「政治・経済」の2科目のいずれか一方が必履修とされている。

このため、すべての科目を出題する。

なお、平成24年度大学入試センター試験から導入した「倫理、政治・経済」については、引き続き出題する。

外国語

出題科目は「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」及び「韓国語」の5科目とする。

「英語」は、「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」のすべてを出題範囲とする。

「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」及び「韓国語」については、「英語」に準ずる。

なお、外国語リスニングについては、「英語」のみ実施する。

(説明)

新指導要領では、「英語」の場合、7科目（「コミュニケーション英語基礎」、「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」、「コミュニケーション英語Ⅲ」、「英語表現Ⅰ」、「英語表現Ⅱ」及び「英語会話」）が設定されており、これらのうち「コミュニケーション

ョン英語Ⅰ」が必履修とされている。

しかしながら、新指導要領においては外国語教育の充実がうたわれており、我が国において外国語教育の重要性がますます増していることに鑑み、必履修科目である「コミュニケーション英語Ⅰ」に加えて「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とする。

なお、「英語」以外の外国語については、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」及び「韓国語」を「英語」の出題範囲に準じて出題する。

専門学科に関する科目

出題科目は「簿記・会計」及び「情報関係基礎」の2科目とする。

「簿記・会計」については、「簿記」及び「財務会計Ⅰ」を総合した出題範囲とし、「財務会計Ⅰ」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、「財務会計の基礎」を出題範囲とする。

また、「情報関係基礎」は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。

(参考) 情報に関する基礎的科目

農業科：「農業情報処理」、工業科：「情報技術基礎」、商業科：「情報処理」、水産科：「海洋情報技術」、家庭科：「生活産業情報」、看護科：「看護情報活用」、情報科：「情報産業と社会」、福祉科：「福祉情報活用」

(説明)

専門学科に関する科目は、「中間まとめ」において「これらの科目のうち受験者数が他の教科・科目と比較して極めて少ないものについては、平成28年度大学入試センター試験からの出題について慎重に検討する。」としていた。「工業数理基礎」、「簿記・会計」及び「情報関係基礎」のここ数年の受験状況を見ると、「簿記・会計」は1,300人程度、「情報関係基礎」は600人余りの受験者がいる。しかしながら「工業数理基礎」の受験者数は、近年減少傾向が継続し、過去5年間では70人以下となっており、平成24年度大学入試センター試験では、42人であった。

また、工業系学科出身者の受験状況を見ると、「情報関係基礎」の受験者数が、「工業数理基礎」の受験者数を常に相当数上回っており、「情報関係基礎」が工業系学科出身者の代替になっている。このような状況から専門学科に関する科目は、「工業数理基礎」を除いた「簿記・会計」及び「情報関係基礎」の2科目を継続して出題することとする。

3 旧教育課程を履修した者に対する措置

旧教育課程(平成11年3月文部省告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程)を履修した高等学校等卒業者に対しては、出題する教科・科目の内容に応じて配慮を行うものとし、数学、理科については平成27年度大学入試センター試験において、数学、理科以外の教科・科目については平成28年度大学入試センター試験において、その措置をとる。

(電子メール施行)
教総第1455号
教高第2216号
平成19年11月28日

関係県立学校長様

教 育 長

大学入学者選抜に係る進路指導事務の事故防止について（通知）

このことについて、各校においては、適正な執行に努められているところですが、今後、下記の事項にも十分留意の上、進路指導事務についてより一層厳正に執行願います。

記

1 大学入学者選抜における調査書等の作成に係る事務

- (1) 調査書は、文部科学省高等教育局長通知の大学入学者選抜実施要項に基づいて作成する。
- (2) 調査書等の作成にあたっては、起案・決裁を行う。

2 大学入学者選抜等のスポーツ入試・推薦入学における出願決定に係る事務

- (1) 大学等が示す「出願資格」、高校が定めた「出願・推薦基準」をあらかじめ生徒や保護者に周知する。
- (2) スポーツ入試、指定校推薦、公募推薦等にかかわらず、出願を希望する生徒全員について、「出願資格」や「出願・推薦基準」に適合しているかを点検・確認する組織（以下「推薦選考委員会等」という。）により、適正な審議を行う。
- (3) 推薦選考委員会等の審議を経て校長が、出願・推薦する生徒を決定する。

3 文書事務の適正な執行

- (1) 文書施行に当たり、公印の使用を要するものについては、公印の保管者又は公印取扱主任が、直接押印審査を行い、審査に当たっては、決裁済文書と浄書文書の照合を行う。
- (2) 公印の押印は、全ての文書について、公印保管者又は公印取扱主任が直接行う。

(電子メール施行)
教教第1249号
教高第1207号
平成23年5月13日

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

模擬試験の実施に係るサービスの取扱いについて

進路指導上必要な模擬試験については、平成12年11月13日付け教教第748号、教高第820号「模擬試験等の実施について」により、模擬試験は週休日など正規の勤務時間外に実施し、そのサービスは営利企業等従事とすることとしていました。

現在、多くの学校において、模擬試験は進路指導上必要なものとして、校長の責任の下になされる教育活動の一環として行われていますが、この模擬試験の監督業務を、個々の教職員の営利企業への従事許可とすることは、社会通念上、理解を得ることは困難な状況となっています。

については、模擬試験の監督業務等を行う場合の教職員のサービスについて、下記の要件に該当する場合は、従前の取扱いを変更し、公務として取り扱うこととしますので、下記に留意のうえ適切に実施するようお願いします。

記

1 公務となる要件

- (1) 校長が進路指導上必要欠くことのできないものと判断し、校長の責任の下になされる教育活動の一環として行われるものであること。
- (2) 学校主催で実施する模擬試験について、内容等を総合的に検討し業者選定が行われていること。

2 公務とする場合の留意点

- (1) 当該業務は正規の勤務時間中に実施するものとし、週休日に行う場合は振替対象業務とする。
ただし、授業・特別活動など、進級、卒業に関わる時間として取り扱うことは不可とする。
- (2) 模擬試験に係る業務を公務として取り扱うのは、模擬試験を進路指導上必要欠くことのできないものにとらえる観点から、実施する模擬試験については、十分に精選を行うこと。
- (3) 当該業務に従事する教員の勤務時間の適正化を図り、週休日の振替えが適切に行えるよう十分配慮すること。
- (4) 教諭等、地方公務員法の一般職の適用を受ける者が当該業務に従事した場合、公務とすることから監督料は受領しない。
- (5) 週休日の試験監督者の不足を補うために、地方公務員法の一般職の適用を受けない非常勤講師等を活用することは可能である。

(電子メール施行)
教体第1307号
平成25年7月18日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

「業者テスト」に係る取扱いについて(通知)

このことについて、別添写しのとおり、独立行政法人日本スポーツ振興センターから通知がありました。

標記の件については、各学校から問い合わせが寄せられているところですが、業者テストが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項各号に規定する「学校の管理下」での実施の場合については、災害共済給付の対象となりました。

については、請求における注意点をご確認の上、適切に対応願います。

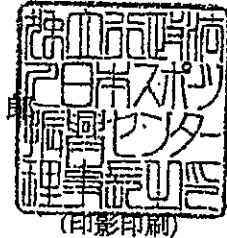
日ス振学災第30号

平成25年7月1日

各学校の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 河野 一



「業者テスト」に係る取扱いについて（通知）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

標記の件は、各設置者等から、学校の管理下の可否についてのお問合せが寄せられているところですが、下記のとおりのお取扱いといたしますので、御承知いただくとともに、管下の学校等に御周知いただけますようお願いいたします。

記

センターが行う災害共済給付に係る「学校の管理下」については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）第5条第2項第1号に「児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合」、第2号に「児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合」、第3号に「前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合」、第4号に「児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合」、第5号に「前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合」と規定されています。

学校等で業者が実施するテストいわゆる「業者テスト」において災害が発生した場合に

においても上記の施行令第5条第2項各号に規定する「学校の管理下」と位置付けがなされたものである場合、災害共済給付の対象となります。

請求における注意点

- 1 課外指導に位置付けられる場合は、教育計画書を添付してください（実施要項や保護者宛の通知等は教育計画書には当たりません。）。
- 2 教職員が公務で行っていることから、「学校の管理下」であるとの請求が行われることがあります。施行令第5条第2項各号では、教職員の公務であることが「学校の管理下」であることを規定しているものではないため、教職員の公務であることのみをもって災害共済給付の対象とはなりません（例えば、長期休業中や通常の休日に教職員が公務で出勤していても、児童生徒が任意で学校に来て災害にあった場合は、災害共済給付上の「学校の管理下」には当たりません。）。

なお、本件に関するご質問等は下記の連絡先までお願いいたします。

【担当部署】

日本スポーツ振興センター学校安全部大阪給付課

電 話：06-6456-3602(大阪・奈良・和歌山)

：06-6456-3603(滋賀・京都・兵庫)

F A X：06-6456-3666

独立行政法人日本スポーツ振興センターの 「業者テスト」に係る取扱いについて

教職員の監督等があり、学校の教育計画に位置づけられている模擬テスト等が「学校の管理下」になります。

申請の際には、年間計画・月間予定表等に記載がある資料が必要です。

交通事故については、従来どおり、一般的にはセンター給付よりも「自賠償」の給付の範囲が広いため、「自賠償」の手続きを優先することになっています。ただし、自損事故など加害者がいないような場合は対象となります。

独自の傷害保険等がセンターの給付の妨げとはなりませんので、引き続き加入していただいても問題はありません。

その他、ご質問は、体育保健課保健安全係か日本スポーツ振興センター学校安全部大阪給付課までお問い合わせください。

教育委員会事務局体育保健課保健安全係	078-362-3789
日本スポーツ振興センター学校安全部大阪給付課	06-6456-3603

平成24年度県立高等学校卒業者の就職内定状況について（3月末現在）

1 県立高等学校の平成24年度月別就職内定率の推移

平成24年度 (内定率)	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
全定合計	48.9% (3.4%)	69.6% (0.2%)	78.1% (+0.3%)	84.7% (0.2%)	89.2% (+0.6%)	92.2% (±0)	94.4% (+0.4%)
全日制	52.5% (2.9%)	73.4% (0.4%)	81.9% (+0.2%)	88.1% (0.9%)	92.2% (+0.2%)	94.7% (+0.2%)	96.6% (+0.9%)
定時制	23.2% (4.3%)	41.7% (+3.1%)	50.2% (+2.3%)	59.6% (+6.3%)	67.1% (+3.7%)	74.0% (0.1%)	77.8% (3.3%)

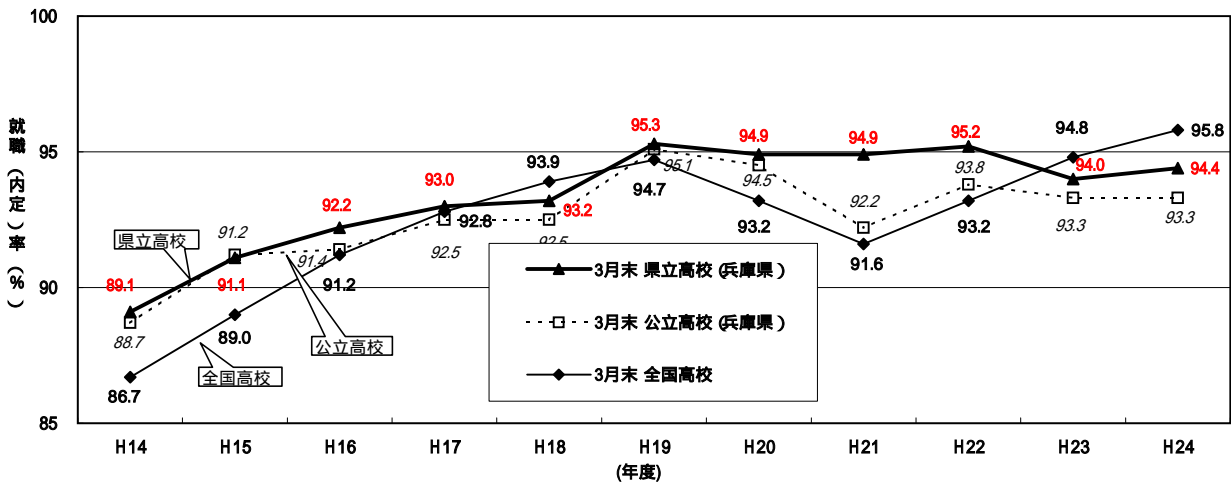
()内は、平成23年度との比較

(参考)平成23年度月別就職内定率の推移

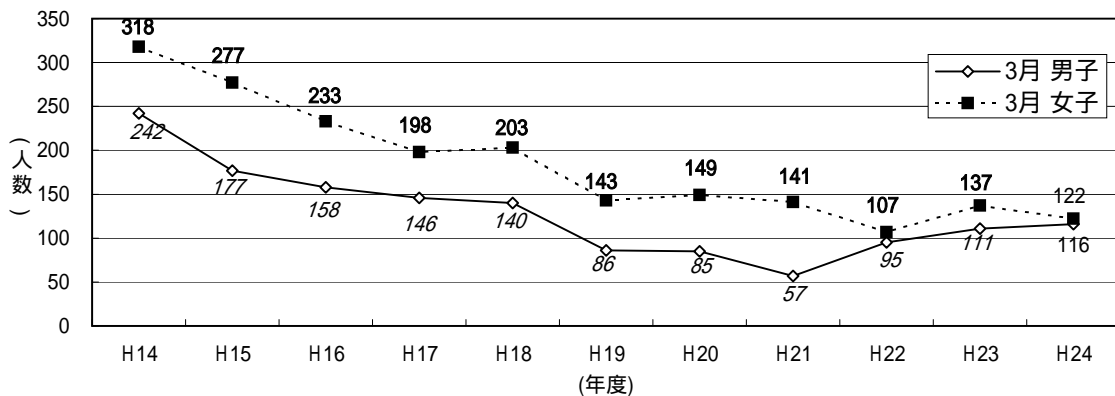
平成23年度 (内定率)	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
全定合計	52.3% (2.2%)	69.8% (1.5%)	77.8% (3.0%)	84.9% (2.8%)	88.6% (1.5%)	92.2% (1.0%)	94.0% (1.2%)
全日制	55.4% (1.2%)	73.8% (0.7%)	81.7% (2.4%)	89.0% (1.4%)	92.0% (0.6%)	94.5% (0.5%)	95.7% (0.8%)
定時制	27.5% (7.0%)	38.6% (3.7%)	47.9% (3.8%)	53.3% (9.8%)	63.4% (4.4%)	74.1% (2.5%)	81.1% (2.1%)

()内は、平成22年度との比較

2 全国の高校、兵庫県の公立・県立高校の就職内定状況の推移(3月末現在)



3 県立高校で就職希望者のうち、卒業までに就職に至らなかった生徒数の推移



4 県立高等学校における学科別・地域別の就職状況（3月末現在）

（1）学科別（全日制・定時制）

学科名	就職希望者数			就職内定者数			内定率（％）			内定率 （％）H23 計
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	
普通	747	646	1,393	684	579	1,263	91.6%	89.6%	90.7%	89.6%
農業	229	202	431	226	194	420	98.7%	96.0%	97.4%	95.5%
工業	1,442	128	1,570	1,396	117	1,513	96.8%	91.4%	96.4%	97.5%
商業	70	266	336	67	249	316	95.7%	93.6%	94.0%	91.9%
水産	15	2	17	15	2	17	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家庭	0	75	75	0	71	71	--	94.7%	94.7%	94.4%
看護	0	0	0	0	0	0	--	--	--	--
福祉	2	35	37	2	35	37	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他の専門	14	2	16	14	2	16	100.0%	100.0%	100.0%	87.0%
総合	149	213	362	148	198	346	99.3%	93.0%	95.6%	96.3%
計	2,668	1,569	4,237	2,552	1,447	3,999	95.7%	92.2%	94.4%	94.0%

（2）地域別（全日制・定時制）

地域名	就職希望者数			就職内定者数			内定率（％）			内定率 （％）H23 計
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	
神戸	262	185	447	242	166	408	92.4%	89.7%	91.3%	87.7%
阪神	309	134	443	288	119	407	93.2%	88.8%	91.9%	93.5%
丹有	190	124	314	188	123	311	98.9%	99.2%	99.0%	97.0%
東播磨	765	465	1,230	742	430	1,172	97.0%	92.5%	95.3%	95.2%
西播磨	859	398	1,257	813	358	1,171	94.6%	89.9%	93.2%	93.6%
但馬	156	152	308	153	144	297	98.1%	94.7%	96.4%	96.4%
淡路	127	111	238	126	107	233	99.2%	96.4%	97.9%	97.7%
計	2,668	1,569	4,237	2,552	1,447	3,999	95.7%	92.2%	94.4%	94.0%

5 平成25年度における就職等支援対策（予定）

（1）求人拡大要請を実施

- ・6月14日（金） 知事部局、兵庫労働局、県教育委員会の三者で、県経営者協会等16主要経済団体へ求人拡大を要請
- ・6月以降 県教育委員会、県高等学校進路指導研究会と連携し、各地域の商工会議所等へ求人拡大を要請

（2）就職指導対策会議の開催

- ・各地域担当者による進路指導の課題、進路状況及び就職支援の情報交換（6月、9月、11月、3月予定）

（3）兵庫労働局との連携

- ・就職面接会、企業説明会への参加促進
県内及び近隣府県（大阪、京都、岡山、鳥取）における就職面接会、企業説明会の情報提供を行い、就職未内定者の参加を促進
- ・学卒ジョブサポーターの活用
就職未内定者が多い県立学校へ訪問等を行い、求人情報や説明会等の情報提供

（4）県立学校就職開拓支援員による就職開拓

- ・就職未内定者が多い県立学校51校に就職開拓支援員を配置し、周辺校を含めた地域全体の求人開拓（H24年度 25校）
- ・就職開拓支援事業連絡協議会の開催（4月、9月、11月予定）
就職開拓支援員を対象に、効果的な就職指導、就職開拓等の情報を交換

（5）インターンシップコーディネーターの配置

- ・県下10地域（10校）にインターンシップコーディネーターを配置し、受入事業所を開拓。
データベースの拡充を展開（H24年度末 約2,300件）
- ・インターンシップコーディネーター研修会の開催（4月、5月、10月予定）
受入事業所や効果的な開拓方法等の情報交換

平成25年3月新規学校卒業者の求人・求職・就職状況

< 高校 >

		兵庫労働局 職業安定課						平成25年6月末日現在		
区 分	本 年 度			前 年 度			増 減 率			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
求 人 数	6,818			6,719			1.5%			
就職希望者数	5,451	3,373	2,078	5,327	3,295	2,032	2.3%	2.4%	2.3%	
就職決定者	5,349	3,331	2,018	5,203	3,241	1,962	2.8%	2.8%	2.9%	
求人倍率	1.25			1.26			ポイント -0.01			
就職決定率	98.1%	98.8%	97.1%	97.7%	98.4%	96.6%	ポイント 0.4	ポイント 0.4	ポイント 0.5	

【産業別求人状況】

区 分	本年度	前年度	増減率
農 林 漁 業 等	15	43	-65.1%
建 設 業	475	362	31.2%
製 造 業	3,082	3,356	-8.2%
電 機 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 等	3	7	-57.1%
情 報 通 信 業	22	41	-46.3%
運 輸 業 、 郵 便 業	312	384	-18.8%
卸 売 業 、 小 売 業	653	534	22.3%
金 融 業 、 保 険 業	25	15	66.7%
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	87	48	81.3%
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	63	55	14.5%
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	372	347	7.2%
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	404	377	7.2%
教 育 、 学 習 支 援 業	33	34	-2.9%
医 療 ・ 福 祉	989	879	12.5%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	25	22	13.6%
サ ー ビ ス 業	258	215	20.0%
公 務 ・ そ の 他	0	0	#DIV/0!
合 計	6,818	6,719	1.5%

【職業別求人状況】

区 分	本年度	前年度	増減率
専 門 ・ 技 術 、 管 理	623	1,193	-47.8%
事 務	352	389	-9.5%
販 売	573	409	40.1%
サ ー ビ ス	1,580	686	130.3%
技 能 工 等	3,655	3,909	-6.5%
そ の 他	35	133	-73.7%
合 計	6,818	6,719	1.5%

【規模別求人状況】

区 分	本年度	前年度	増減率
29 人 以 下	1,615	1,442	12.0%
30 ~ 99 人	2,175	2,183	-0.4%
100 ~ 299 人	1,705	1,649	3.4%
300 ~ 499 人	450	420	7.1%
500 ~ 999 人	348	362	-3.9%
1,000 人 以 上	525	663	-20.8%
合 計	6,818	6,719	1.5%

参考(1)平成25年度高卒求人受付状況(求人件数)

厚生労働省・兵庫労働局未発表

6月20日～7月31日、高卒求人受理状況(非公式数)

* 兵庫県全体では、高卒求人提出事業所数は昨年比、11%増、1448件

求人数は、5,247人、3.6%増

* 神戸所管内では同じく昨年比36.9%増、

求人数は29.9%増で215件、917人

2. 平成25年度 新規高卒の求人受付状況

(1) 概況

立上りは昨年度に比べ急であるが、徐々に昨年度水準になってきている

兵庫県の求人受付状況

期間	求人数(人)	H23年度同期間(人)	増加率
6/20~6/26(5稼働日)	1,717	1,284	33.7%
6/20~7/10(15稼働日)	3,691	3,532	3.8%

(厚生労働省 H24/7/10公表)
(兵庫労働局 H24/7 資料)

初めて求人を出す企業、2~3年ぶりに求人を出す企業が散見される
医療・福祉(介護)関係の求人が増加傾向、製造業は絶対数は多いが堅調な求人状況
指定校求人:公開求人 2:1 (求人件数ベース/神戸所)
応募前職場見学を歓迎する企業は多い

(2) 詳細

6/20~7/10(15稼働日)の内訳 (総求人件数:1,278件)

職業別トップ3			就業場所別トップ3		
生産工程の職業	632	50%	神戸・明石・三田	363	29%
サービスの職業	252	21%	姫路・加古川・高砂	266	21%
専門的・技術的職業	121	9%	伊丹・尼崎	115	9%

(3) 今後に向けて

9/5からの応募開始に向けた求人活動の強化

平成 2 5 年度就職開拓支援員配置校一覧

学校名	課程	学校名	課程	学校名	課程
東灘	全日制	小野工業	全日制	湊川	定時制
伊川谷	全日制	姫路別所	全日制	神戸工業	定時制
尼崎西	全日制	家島	全日制	長田商業	定時制
尼崎工業	全日制	夢前	全日制	青雲	通信制
氷上西	全日制	伊和	全日制	神崎工業	定時制
氷上	全日制	姫路商業	全日制	川西	定時制
篠山産業	全日制	赤穂	全日制	西宮香風	多部制
篠山東雲	全日制	上郡	全日制	有馬	定時制
加古川南	全日制	佐用	全日制	錦城	定時制
高砂	全日制	山崎	全日制	西脇北	多部制
松陽	全日制	相生産業	全日制	姫路北	定時制
農業	全日制	龍野北	全日制	飾磨工業	多部制
東播工業	全日制	出石	全日制	網干	通信制
三木東	全日制	浜坂	全日制	豊岡	定時制
吉川	全日制	但馬農業	全日制		
社	全日制	香住	全日制		
多可	全日制	豊岡総合	全日制		
播磨農業	全日制	淡路	全日制		
西脇工業	全日制				

平成 2 5 年度高等学校インターンシップ推進事業
インターンシップコーディネータ配置校一覧

地域	配置校	地域	配置校
神戸	東灘	加東	小野
阪神	尼崎工業	播磨西	飾磨工業
宝塚	猪名川	光都	上郡
丹有	有馬	但馬	浜坂
播磨東	松陽	淡路	淡路三原

本県におけるインターンシップ実施状況

1 インターンシップ実施率の推移(公立高校:通信制を除く)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
体験人数	5,139	5,621	6,451
生徒数	33,016	32,236	33,021
実施率	15.6%	17.4%	19.5%

2 就職希望者インターンシップ実施率(平成25年3月県立高校卒業生)

	就職希望者数	就職希望者のうち インターンシップ実施者数	実施率
全日制	3,745	2,060	55.0%
定時制	420	182	43.3%
通信制	34	0	0.0%
合計	4,199	2,242	53.4%

(参考)

ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)におけるインターンシップの目標
(県立高校就職希望者の実施率)

	H23	H24	H25	H26	H27
目標	40%	55%	70%	85%	100%
実績	40.0%	53.4%			

(電子メール施行)
教高第1334号
平成25年5月28日

県立学校長様

高校教育課長

高等学校中途退学者等を対象とした地域若者サポートステーション
及びハローワークと学校との連携の確保について(依頼)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課を通じて、別添(写)のとおり厚生労働省が実施する若者の職業的自立支援に向けた施策について学校との連携の確保に関する周知等の依頼がありました。

ついては、別添の内容を御了知の上、各学校において、中途退学者への可能な限りの支援や高等学校等を卒業できないおそれがある生徒に対して個々の生徒の特性等を十分踏まえた適切な履修指導及び就業体験活動の実施等、キャリア教育の取組の充実を進めるとともに「地域若者サポートステーション」等の関係機関等との連携を推進願います。

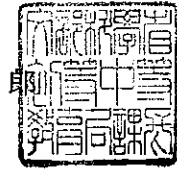
また、卒業後、進学も就職もしていない無業者に対して、進路等の相談に応じることや、就職に必要な知識・技能を習得する機会を提供・紹介するなど、できる限りの支援を充実願います。



25初児生第7号
平成25年4月22日

各都道府県教育委員会高等学校主管課長
各指定都市教育委員会高等学校主管課長
各都道府県教育委員会中学校主管課長 殿
各指定都市教育委員会中学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
白 間 竜 一



(印影印刷)

高等学校中途退学者等を対象とした地域若者サポートステーション
及びハローワークと学校との連携の確保について(依頼)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室長及び同省職業能力開発局キャリア形成支援室長より、別添のとおり、同省が実施する高等学校中途退学者を対象とした職業的自立支援に向けた施策について学校との連携の確保に関する依頼がありました。

中途退学等により学校教育を離れた者は、その理由や原因が様々であっても、未就業の状態が長期化したり、非正規雇用の職に就いている場合が多いと指摘されているところ、学校や教育委員会等の教育関係機関においては、中途退学者のその後の実態の把握や進路相談等の支援のほか、労働関係部局やハローワーク、「地域若者サポートステーション(略称「サポステ」)」等の若者の社会的・職業的自立を支援する機関等との連携を図り、社会的・職業的自立に向けた総合的な支援を推進することが求められています。

地域によっては、既に関係機関との連携体制を構築し、支援の実績を上げている自治体もありますが、平成23年3月に内閣府が公表した「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」においては、高等学校を中途退学した後に適切な情報を得る方法が分からずに苦勞する生徒が多いこと、また、「地域若者サポートステーション」の認知度が低いことが明らかとなるなど、教育関係機関と若者の自立を支援する機関等とのなお一層の連携促進が求められているものと考えられます。

ついては、関係各位におかれては、上記及び別添の内容について御了解いただくとともに、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会高等学校主管課にあっては、設置する高等学校等に対して、同じく中学校主管課にあっては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては、所轄する私立高等学校等に対して、御周知いただき、サポステ及びハローワークと学校との連携

確保を一層推進いただくようお願いします。

その際、各高等学校等におかれては、中途退学者等のその後の実態の把握や、進路等の適切なカウンセリング等の追指導などの可能な限りの支援を行うことや、高等学校等を卒業できないおそれがある生徒に対して、個々の生徒の特性等を十分に踏まえた、適切な教科・科目の履修指導及び就業体験活動の実施等、キャリア教育の取組の充実を進めるとともに、サポステ等の関係機関による必要な支援が得られるようよう、指導・助言をお願いします。

また、各中学校・高等学校及び各教育委員会におかれては、卒業後、進学も就職もしていない無業者に対して、進路等の相談に応じることや、就職に必要な知識・技能を習得する機会を提供・紹介するなど、できる限りの支援の充実を図られるようお願いします。

さらには、都道府県教育委員会等におかれては、都道府県の若者自立支援主管課や都道府県労働局等の関係機関との連携を推進しつつ、若者の職業的自立支援に向けた取組の一層の充実をお願いします。

【本件担当】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

03-5253-4111（内線2390）

職 派 若 発 0 4 2 2 第 1 号
能 形 発 0 4 2 2 第 1 号
平 成 2 5 年 4 月 2 2 日

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課長 殿

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室長
職業能力開発局キャリア形成支援室長

高校中退者等を対象とした地域若者サポートステーション及びハローワーク
と学校との連携確保について(依頼)

日頃より、厚生労働行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、ハローワーク(公共職業安定所)による高校中退者等を含めた就職支援や、地域若者サポートステーション(略称「サポステ」)による高校中退者等への訪問支援等を、教育委員会や学校の関係者との連携の下に進め、また、教育委員会や学校の関係者による御協力をいただきながらサポステが取組を進めることにより、各地域における高校中退者等への支援も徐々に実績を上げることができるようになってきているところです。

また、平成25年2月21日には「『地域若者サポートステーション事業』の今後の在り方に関する検討会」報告書が取りまとめられ、そこでは「サポステと学校、ハローワーク間で中退者情報を共有する仕組みを構築し、中退者支援を強化する」などの提言が行われ、平成24年度補正予算においては、地域若者サポートステーション事業の設置拠点の拡充と学校との連携強化により中退者支援の強化を図ることとしています。

しかしながら、高校中退者等が抱える課題の多様化が進行しており、これらに応じた個別的、段階的なアプローチの必要性が求められる中で、サポステについての高校関係者等のより一層の御理解を得ることの重要性が高まっているにもかかわらず、その認知が必ずしも十分でないために、高校とサポステとの双方で十分な連携が取れていないという状況も見受けられるところです。

こうした状況を踏まえ、貴職におかれましても、都道府県や市町村の教育委員会及び学校の関係者の方々に対し、サポステ及びハローワークと学校との連携の意義等について広く周知いただくとともに、本事業の推進に当たってこれら関係機関の連携がより一層推進されるようお取り組みくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、別添1として平成25年度の「地域若者サポートステーション事業」の概要を、別添2として「地域若者サポートステーションやハローワークとの連携強化に関する教育委員会及び学校の関係者へのお願い」を、別添3としてサポステ及びハローワークと学校の連携に係る具体例を、別添4として平成25年度の地域若者サポートステーション(149箇所)の一覧を、付させていただきます。

地域若者サポートステーション事業について

1 趣旨・目的

地域若者サポートステーション事業は、15歳から39歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者（「若年無業者等」という。）の職業的自立支援を目的としている。

各地域において、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、厚生労働省による必要な審査等を経た上で認定された「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）を中心に本事業を実施する。また、サポステが学校等との連携体制を構築し、中退者情報の共有を促進するとともに、訪問支援等により、サポステによる在学生及び学校の中退学者の支援を充実する等、学校との切れ目のない支援を行い、若者が若年無業者等になることの未然防止を図る。

2 事業内容

地方公共団体の支援の下に、サポステを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用して、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行う。

次に掲げる事項は国が措置する。

(1) サポステ相談支援事業

ア 若者総合相談窓口の設置

若者総合相談を行うための窓口を設置し、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者を配置し、それら者による相談支援又は他機関への誘導等によって、支援対象者が、その時々にもっとも適した支援を、継続的に受けられるようにする。

イ ハローワーク等他の若者支援機関との連携

支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、支援対象者の状況に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で担当者レベルの恒常的な連携を行うこと。

支援対象者の候補となる若者（以下「支援対象候補者」という。）の把握に当たっては、個人情報保護法令及び条例等の定めに配慮しつつ、他の若者支援機関との情報交換を行うものとする。

(2) サポステ・学校連携推進事業

ア サポステは、学校との連携において、必要に応じ支援対象者に携わる教職員等と個別具体的な支援策等を検討する連携会議を適時実施する。連携会議は、個別具体的な

ケース会議や支援内容の調整、実態把握、情報収集等の場とする。

イ サポステは教育機関を対象とした周知及び広報活動等を行う。

ウ 学校と連携した支援を実施する。サポステは連携会議等の検討を受け、本人や家族の同意の下、学校とハローワーク、サポステ間での中退者情報の共有や、学校中退者等を対象とした訪問支援を行う。また、学校中退のリスクが高いと思われる在学中の生徒に対する学校等への個別訪問支援を行うとともに、必要に応じ、臨床心理士等の訪問により学校中退者等への支援を行う。

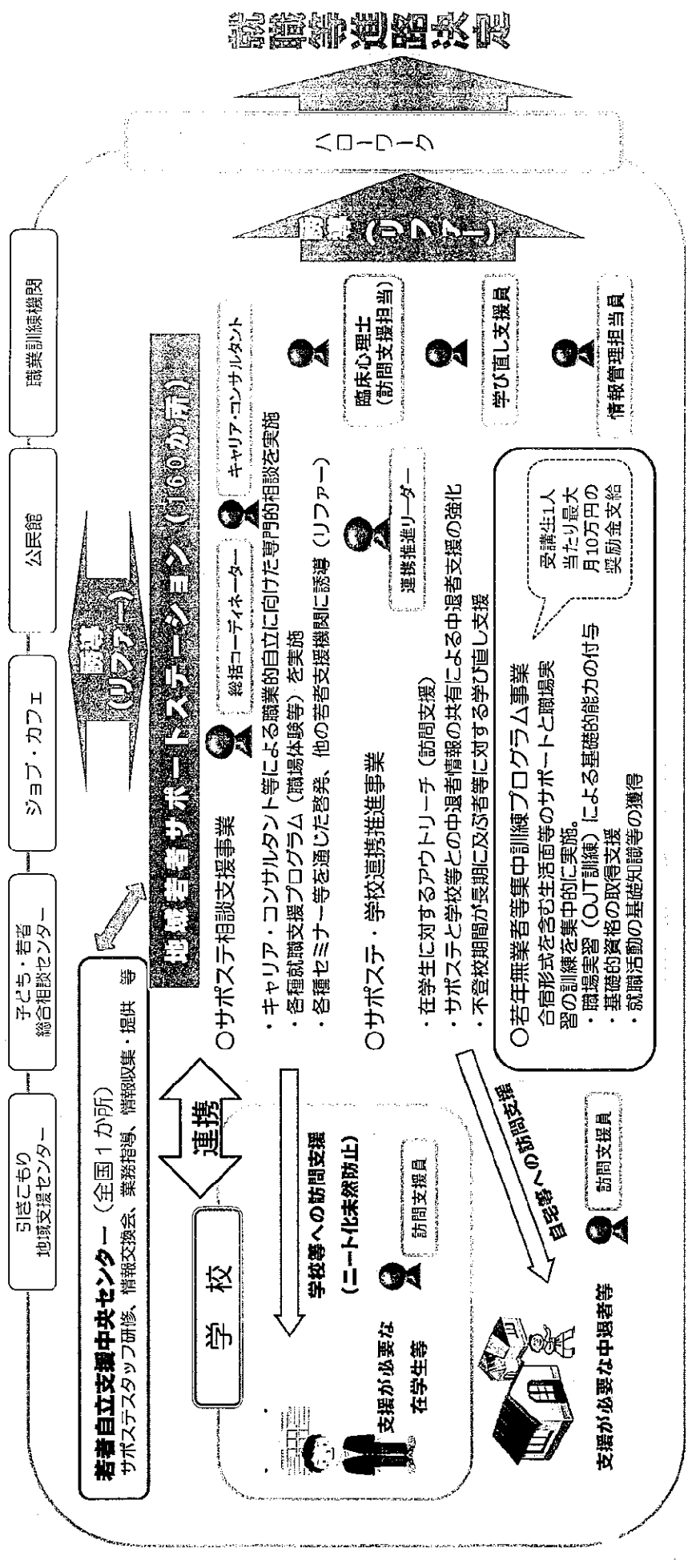
エ 学校中退者等のうち、不登校期間や引きこもり期間が長期に及ぶ等の問題を抱えている者等に対する学び直し支援を行う。

(3) 若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部サポステで実施）

合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行い、就労に結びつける。（プログラム開始予定日において、15～39歳であり、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者（若年無業者等）が対象。）

地域若者サポートステーション事業

- 若者の数が減っているにもかかわらず、ニートの数は高止まりしているが、ニート等の若者の就労を支援することは、将来生活保護に陥るリスクのある層を経済的に自立させ、社会の支え手とする重要な施策である。その自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要。
- このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称：サポステ)を運営し、ニート等の若者の就労など進路決定に向けたサポートを行う(平成18年度より事業開始)。
- 平成24年度補正予算により、サポステの設置拠点を拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進することによりニート化の未然防止等を図る。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援する。



(別添2)

地域若者サポートステーションやハローワークとの連携強化に関する
教育委員会及び学校の関係者へのお願い

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室
職業能力開発局キャリア形成支援室

教育委員会及び学校の関係者の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、ハローワーク(公共職業安定所)による高校中退者等を含めた就職支援や、地域若者サポートステーション(略称「サポステ」)による高校中退者等への訪問支援等を、教育委員会や学校の関係者との連携の下に進め、また、教育委員会や学校の関係者による御協力をいただきながらサポステが取組を進めることにより、各地域における高校中退者等への支援も徐々に実績を上げることができるようになってきているところです。

また、平成25年2月21日には『『地域若者サポートステーション事業』の今後の在り方に関する検討会』の報告書が取りまとめられ、そこでは、「サポステと学校、ハローワーク間で中退者情報を共有する仕組みを構築し、中退者支援を強化する」などの提言が行われ、平成24年度補正予算においては、地域若者サポートステーション事業の設置拠点の拡充と学校との連携強化により中退者支援の強化を図ることとしています。

こうした状況を踏まえ、関係者間の連携による高校中退者等に対する支援を強化するため、教育委員会及び学校の関係者の皆様におかれましては、学校とサポステ・ハローワークとの連携に関し、以下に掲げる事項について御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

一、高校を中退した者等に対する『切れ目のない支援』の意義について、関係者間において一層認識を共有することができるよう、例えば以下の例を参考にしてサポステの意義や支援策等に関する周知の機会を設けるなど、できる限りの御協力をいただきたいこと。

- ・ サポステの職員を活用するなどして、高校の教員を対象とした研修や会議等において、サポステの意義や支援方策等について周知を図る。
- ・ サポステとの協力の下、サポステが行う学習支援や支援者を対象とした講習会等又はサポステの職員が参加する会議・研修等に、高校の教員にも御参加いただく。

など

二、高校とサポステとの連携を推進するため、必要に応じて、高校において連携のための人員を配置する等体制整備のための取組を行っていただきたいこと。

三、高校中退者等に対する支援の強化に当たっては、本人や家族の同意の下で、教育委員会・学校とサポステ、ハローワークが高校中退者等の情報を共有する仕組みを構築するこ

とが有効であるため、サポステやハローワークとの連携によるこうした仕組みの構築に向けてお取り組みをいただきたいこと。

特に、高校中退者が多い等サポステによる支援のニーズが高いと考えられる高校におかれては、高校を中退することとなった生徒に対し、サポステによる進路決定についての支援や高等学校卒業程度認定試験の受験に関する支援等、又はハローワークによる就職支援を希望するかどうかを確認していただき、生徒が支援を希望する場合は、高校からサポステ又はハローワークへ迅速にその旨を連絡していただくような取組をお願いしたいこと。

また、既に中退した者についても高校側が連絡先を把握している場合は、本人の了解を得て、可能な範囲で同様の対応を行っていただきたいこと。

四、全日制、定時制、通信制の別に関係なく生徒がサポステの支援を受けられるよう、連携を図っていただきたいこと。

五、高校において、生徒から連絡先等の個人情報の提供を受ける際、将来やむを得ず生徒が中退することとなってしまったとき等に備え、あらかじめ当該生徒の氏名や連絡先等アクセスに必要な情報をサポステに提供することについて了承を得ておく等の取組をお願いしたいこと。

六、高校中退者が多い等サポステによる支援のニーズが高いと考えられる高校においては、サポステの職員を出来る限り積極的に受け入れていただき、サポステの職員が各高校を巡回し、高校内の相談室等において相談支援を行うことに可能な限りの御協力をいただきたいこと。

七、サポステの職員が学校内で相談支援を行うに当たって、生徒が相談しやすい環境となるよう、高校から生徒への呼びかけを行っていただくほか、生徒一人一人の状況に応じた御配慮をいただくようお願いしたいこと。

八、サポステの職員を学校に招致する等により、必要に応じ、仕事や就職、社会保険制度などキャリア形成に関する生徒対象のセミナー等を実施していただきたいこと。

九、特に定時制又は通信制の課程においては、全日制課程に比べ、不登校生徒、中途退学者の割合が大きくなっていることなど、課題を抱えた生徒が多いことから、より一層のサポステとの連携を図っていただきたいこと。

平成25年度 地域若者サポートステーション一覧(近畿地区)

地域	サポステ名称	所在地	運営法人
滋賀県 <small>滋賀県全域(大津市を除く)</small>	滋賀県地域若者サポートステーション	草津市	滋賀県中小企業家同友会
滋賀県 大津市	大津若者サポートステーション	大津市	滋賀県中小企業家同友会
京都府 京都市及びその近郊	京都若者サポートステーション	京都市中京区	公益財団法人 京都市ユースサービス協会
京都府 中丹・丹後地域	あやべ若者サポートステーション	綾部市	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア
南部地域	宇治(京都南)若者サポートステーション	宇治市	特定非営利活動法人 まごころ
中部地域	京都丹波地域若者サポートステーション	亀岡市	特定非営利活動法人 森と農園のあるくらし
大阪府 <small>大阪市、高槻市、茨木市、南大阪地域、東大阪市、八尾市、枚方市、富田林市、大阪狭山市、豊中市を除く大阪府全域</small>	大阪府若者サポートステーション	大阪市中央区	財団法人 大阪労働協会
北大阪地域	北大阪若者サポートステーション	高槻市	特定非営利活動法人 フェルマータ
南大阪地域	南大阪若者サポートステーション	泉佐野市	特定非営利活動法人 おおさか若者就労支援機構
大阪市域	大阪市若者サポートステーション	大阪市東淀川区	特定非営利活動法人 「育て上げ」ネット
中河内地域	東大阪若者サポートステーション	東大阪市	社会福祉法人 つむぎ福祉会
枚方市域	枚方若者サポートステーション	枚方市	特定非営利活動法人 ホース・フレンズ事務局
南河内地域	南河内地域若者サポートステーション	富田林市	特定非営利活動法人 子ども・若もの支援ネットワークおおさか
豊中市域	とよなか若者サポートステーション	豊中市	一般社団法人 キャリアブリッジ
兵庫県 神戸地域	こうべ若者サポートステーション	神戸市中央区	特定非営利活動法人 こうべユースネット
中播磨・西播磨地域	ひめじ若者サポートステーション	姫路市	特定非営利活動法人 コムサロン21
阪神北・北播磨・丹波地域	さんだ若者サポートステーション	三田市	特定非営利活動法人 こうべユースネット
但馬地域および京都府京丹後市	若者サポートステーション豊岡	豊岡市	企業組合 労協センター事業団
阪神北地域(宝塚市、伊丹市のみ)	宝塚地域若者サポートステーション	宝塚市	特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
阪神南地域	西宮若者サポートステーション	西宮市	特定非営利活動法人 こうべユースネット
東播磨(加古川市、高砂市を除く)地域・淡路地域	あかし若者サポートステーション	明石市	特定非営利活動法人 こうべユースネット
奈良県 北和地域	なら若者サポートステーション	奈良市	奈良県中小企業団体中央会
中中和地域	若者サポートステーションやまと	桜井市	株式会社 やまと
和歌山県 県北部地域	若者サポートステーションわかやま	和歌山市	特定非営利活動法人 キャリア・ファンリテーター協会
県南部地域	南紀若者サポートステーション	田辺市	特定非営利活動法人 ハートツリー

サポステ名称の頭に付している 印は平成25年度新規開設サポステです。

有期労働契約の新しいルールができました

労働契約法改正のポイント

~ V ¥ • _ ¿ Ū , & ç Ô ¥ • / " 24 0 † 10 . À Õ · « u » ~ • , & ° , t V · > fl t f j · >> • + 8 + Ū y - fl ' ç u V - , t « 0 t ° † † Ô · - ° • Ô V · - Ū ç u 8 t â + ä t É H C t H C t † † ° & ° · · Ø Ò £ t V ° · ° Õ , t ü + 8 + • c K - † Ô ç u

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

II : 平成24年8月10日（公布日）

I と III : 平成25年4月1日

V , t 8 V t É V Ū , j ° t Ø Ô & H C ì s • V m • v x Ò Ô Ô V • x ° ç u V ° , ... ° 1,200 b • - Y Õ ç u V ° • 3 ; t k 5 0 Ū ç fl V Ū Ò | ü fl Ô 1 m • Ó t f • f ° j Ô = % ° • g \$ • p â ~ - † ç fl ç u « t V ° Ô - Ū , - fl g ó , † V µ Ñ - ° Ò Ô Ô - • † Ñ • fl ~ r , Ó す。 V ¥ • , & , t « b ~ • c ü t • \$, fl Ó Ô - ° Ô H B Ū 1 µ ç Ô « ° • ° ç u ç † t É H C , t É « ç É B H £ - † % Ò Ô V c K - † Ô ç u £ V • • « Ó t ¥ , & • fl Ñ ... , > Ū , « ' Ñ t " « ç u



% V ¾ ^ E ~ V V A † x Y

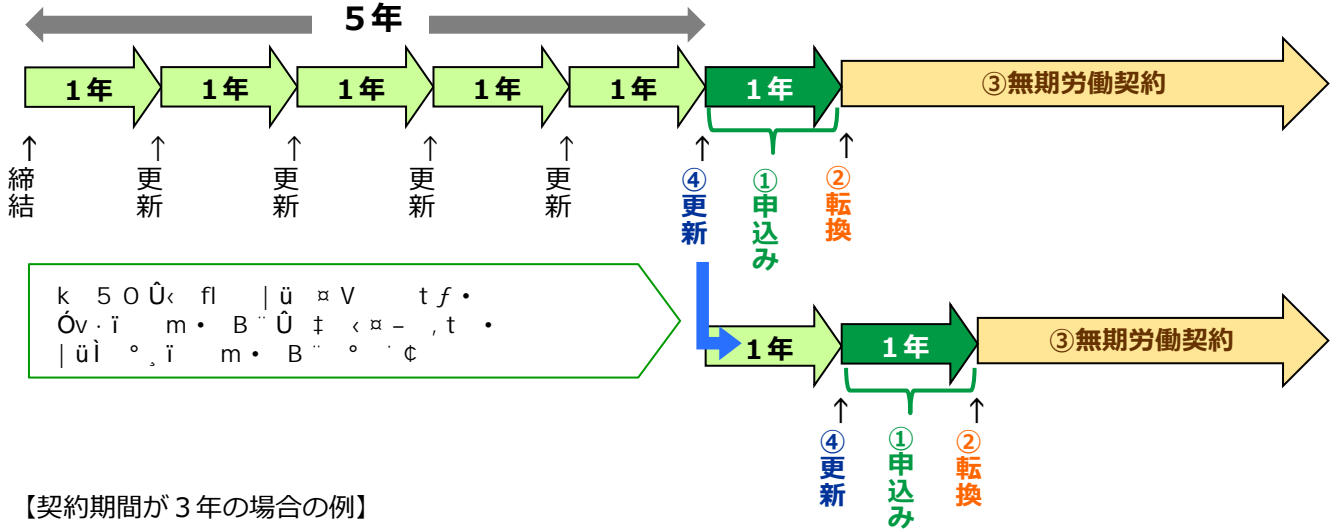
I 無期労働契約への転換（第18条）

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

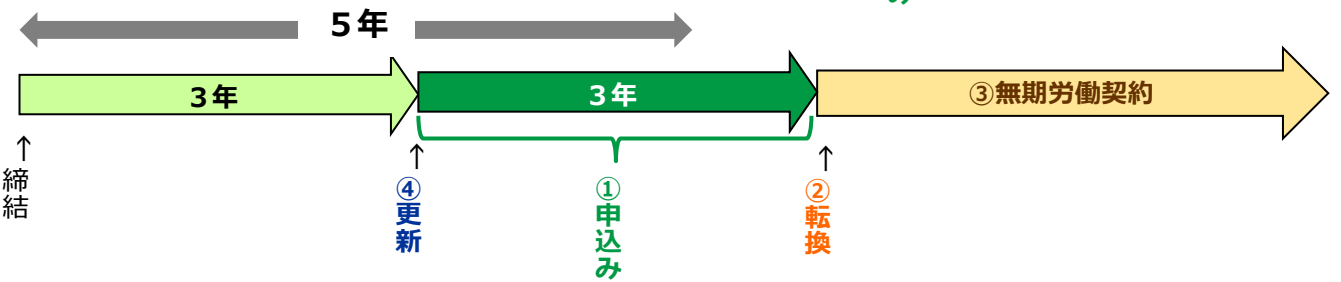
※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

無期転換の申込みができる場合

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



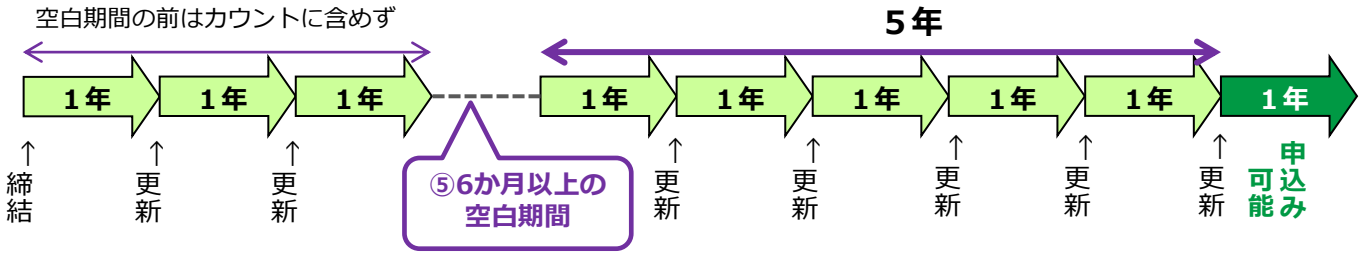
①申込み…平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。

②転換…無期転換の申込み（①）をすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約（③）がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

③無期労働契約…無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

④更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません（法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます）。

k ㊦ -- ㊦ の計算について (クーリングとは)



㊦ 空白期間…有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリングといいます。

(Note: This block contains illegible characters and is likely a placeholder or a corrupted scan of a note.)

II 「雇止め法理」の法定化 (第19条)

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいます。雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール(雇止め法理)が確立しています。今回の法改正は、雇止め法理の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化しました。

<p>対象となる有期労働契約</p>	<p>次の①、②のいずれかに該当する有期労働契約が対象になります。</p> <p>① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの <small>★最高裁第一小法廷昭和49年7月22日判決(東芝柳町工場事件)の要件を規定したもの</small></p> <p>② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由(※)があると認められるもの <small>★最高裁第一小法廷昭和61年12月4日判決(日立メディコ事件)の要件を規定したもの</small></p> <p>(※) 1. 合理的な理由の有無については、最初の有期労働契約の締結時から雇止めされた有期労働契約の満了時までの間におけるあらゆる事情が総合的に勘案されます。</p> <p>2. いったん、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、契約期間の満了前に使用者が更新年数や更新回数の上限などを一方的に宣言したとしても、そのことのみをもって直ちに合理的な理由の存在が否定されることにはならないと解されます。</p>
<p>要件と効果</p>	<p>上記の①、②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。</p>
<p>必要な手続</p>	<p>条文化されたルールが適用されるためには、労働者からの有期労働契約の更新の申込みが必要です(契約期間満了後でも遅滞なく申込みをすれば条文化されたルールの対象となります)。</p> <p>ただし、こうした申込みは、使用者による雇止めの意思表示に対して、「嫌だ、困る」と言うなど、労働者による何らかの反対の意思表示が使用者に伝わるものでかまわないと解されます。</p>

Ⅲ 不合理な労働条件の禁止（第20条）

同一の利用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。

対象となる労働条件

一切の労働条件について、適用されます。
賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、サービス規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

判断の方法

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、
① 職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度）
② 当該職務の内容および配置の変更の範囲
③ その他の事情
を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。
とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

T, ã U,] • b Ö < S D V 19 é S s L 128 ü E P

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

“ μ² MFp Q#Y*...FøFp6ëF÷-) FâG Fi § è VFp w ‡ > Î(ÜH Î(Ü ‡6ëFp ‡Fp ? ¶ SFpG FpG"7VFBF¹ è WFäFp²FÜ FÜFÖFö FèFpÍ(Ü ‡6ëG"3ûîFçFi ‡6ëH 8oFúFÜFÖFöFÄ3ûîî Î(Ü ‡6ëFÄFøFÖFÖF¹H FÜ - °G"2xFØG > *...FÜF, \0ñ Fû PFçF, #Fû-) FçFöFÖG w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFÜ 6 çFéG ¥G F÷Fp6ëFûF, \0ñ 6 çFéG ¥Fp*c ¥FÜG > »FÜ f jFâG G ‡6ëFp G FpFúFÖ > > Î(ÜFp)~) Fp#æ3, G G" FçFiFøFýFýF, Q#Y*...Fý \0ñ#æ3, G G" Ž1YFçFiG FpFøG FúFéF¹FäFp FÖFöF, \0ñ#æ3, G Fû €G ‡6ëFp G FpFúFÖ > > Î(ÜFp Æ F÷FÖG > > ² óFýF, #Fû-) FçFöFÖG w ‡ > Î(ÜFp Æ F÷ FÖG > > ² óH Î(Ü ‡6ëG"7VFBF¹H Fø MFp > > ² óH \0ñ > > ² óH Î(Ü ‡6ëG"7VFBF¹H FúFöFÖFö 9 •Fp G FÜFÖG 4Š (C 7VFBF¹H FøFéG F¹

H \0ñ Q#Y*...FøFp6ëF÷-) FâG Fi MFp w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFÜ 6 çFçFi ¥Fø \0ñ Q#Y*...FøFp6ëF÷-) FâG FiFiFp Fp w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFp 6 ¥FøFp6ëFúFäG G Fp Î(Ü ‡6ëFpFÖFêG FúG μG G FúFÖ ‡6ëH FäG G Fp Î(Ü ‡6ëFÜ4) FFéG F G G G G FpFøFçFö L#Ö > >, çF÷ G G ö =Fú0ñ \FéG æFp \0ñFÖFêG FúG μG G FúFÖ ‡6ëG"7VFBF¹ è WFäFp8 FÖFöFÄ'5\$Ñ ‡6ëFÄFøFÖFÖF¹H FÜFÖG F, \0ñ'5\$Ñ ‡6ëFÜ ·vH \0ñ'5\$Ñ ‡6ëFp% \$Fû 6 çFçFi MFp w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü 0ñ MFp w ‡ > Î(ÜG) μG § è VFp w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFp6ëFú'5\$Ñ ‡6ëFÜFúFÖFöFýFýF, \0ñ § è VFp w ‡ > Î(Ü (ÜFp Î(Ü ‡6ëG"3ûîFçFi ‡6ëF¹ è WFäFp8oFúFÜFÖFö FèF¹H FÜ M °Fú 6FiFúFÖ æFúFÖFöFöFýF, \0ñ MFp w ‡ > Î(Ü Î(Ü ‡6ëFú § (Fp MG) ÇEFèFö "Fi ‡6ëG" ö&OFçFö L#Ö > >, çF÷ G G ‡6ëH è VF÷FÖG FøFýFýF, \0ñ'5\$Ñ ‡6ë SF çFçFi w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFýF, 3ûî Î(Ü ‡6ëFúî °FçFúFÖF¹

（有期労働契約の更新等）

“ ‘² w ‡ > Î(ÜF÷FÖFöFö Fp > •FpFÖFêG FÜFú0ñ \FéG G FpFp Î(Ü ‡6ëFÜ 6 çFéG ¥G F÷Fp6ëFû > *...FÜ \0ñ w ‡ > Î(ÜFp f, Fp#æ3, G G" FçFi æ jFý \0ñ Î(Ü ‡6ëFp 6 ç <4 kFúFß w ‡ > Î(ÜFp)~) Fp#æ3, G G" FçFi æF÷ FÖFöFöF, Q#Y*...FÜ \0ñ#æ3, G G" Ä)/FéG FäFøFÜF, 0{xFú æ#, \$xFú#, #äG" FýF, &k 3û Ö V%& \F÷FÖG Fø1 G G C FýF, Q#Y*...FýF, ‘ SFp w ‡ > Î(ÜFp Æ F÷FÖG > > ² óFø MFp > > ² óF÷ \0ñ#æ3, G G" Ž1YFçFiG FpFøG FúFéF¹ M \0ñ w ‡ > Î(ÜFÜ4# dFú o YFçFö f, FâG FiFäFøFÜFÖG G FpF÷FÖFöFöF, FiFp Î(Ü ‡6ëFp 6 ç iFú \0ñ w ‡ > Î(Ü G" f, FçFúFÖFäFøFúG G \0ñ w ‡ > Î(ÜG) çFäFèG FäFøFÜF, ‡6ëFp G FpFúFÖ > > Î(ÜG)~) FçFöFÖG > *...FÜ Fp - î²&gG" FèG FäFøFúG G \0ñ ‡6ëFp G FpFúFÖ > > Î(ÜG) çFäFèG FäFøFø&k 3û Ö V 0iF÷FýG Fø1 G G G G § \0ñ > *...FúFÜFÖFö \0ñ w ‡ > Î(ÜFp Î(Ü ‡6ëFp 6 ç iFú \0ñ w ‡ > Î(ÜFÜ f, FâG G G FpFø ‡ ...FéG FäFøFü FöFÖFö æ#. \$xFú#. #äFÜFÖG G FpF÷FÖG Fø1 G G G G FäFøF¹

（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）

“ §² w ‡ > Î(ÜG)~) FçFöFÖG > *...Fp > Î(ÜFp Æ F÷FÖG > > ² óFÜF, ‡6ëFp G FÜFÖG FäFøFúG G MFp Q #Y*...Fø ‡6ëFp G FpFúFÖ > > Î(ÜG)~) FçFöFÖG > *...Fp > Î(ÜFp Æ F÷FÖG > > ² óFø%&4*FéG æFúFÜFÖFöFýF \0ñ > > ² óFp%&4*FýF, > *...Fp »Fp Æ IG \0ñ »Fú FÖ2 öFp&i ØH è WFäFp²FúFÜFÖFöFÄ*È »Fp Æ FäFøFö FÖFü\0ñ*È »Fp Æ IG 4Ä*(Fp š fFp(VFiFp ÜFp ! _G"*f ÖFçFöF, Y æ#. Fø1 G G G G G FpF÷FÖFöFöFýFúG FúFÖF¹